

第三次環境基本計画に関する意見発表資料

(国学院大学栃木短期大学 谷口 弘一)

私は昭和56年からレブンアツモリソウの生態調査と保護のために活動し、種の保全法による指定にこぎつけた。

昭和62年からは文部省初中局の自然教室カリキュラムの開発と実施に取り組んだ。

昭和54年には「北海道野の花を考える会」を設立し自然環境の生涯学習、植物保護のため、開発地からの植物保全を目的として、札幌市南区に十五島自然観察園を設置しここに植物保護自然観察のフィールドワークの場を設け現在に至っている。

道内の希少保護種の調査研究、カラフトアツモリソウのDNA解析による種の同定等を行なっている。この立場から今回の意見を陳述することにする。

次に第三次案の項目Noと関連項目を記述する。

〔1〕植物多様性保全に関すること、

10007、10012、11114、11213、12103、12202、
21622、21634、21638、21640、21644、21817。

〔2〕1)に関する地域活動、国のかかわり、

10017、11212、21626、21883、21839、22122。

〔3〕自然環境に関することと予算、法律等

221A0、221E7、221F2、22280、22281。

○希少保護種リスト

遺伝子資源として必要性が出てくるのは数十年後であろうが、現在でも絶滅に瀕している種は数多い。希少種リスト一覧はあっても内容の理解は行なわれていないのが現況であろう。下記表1は私が作成した希少保護種リストである。

表1は環境省、北海道庁、自然保護協会のレッドデータから集計した種別合計と谷口が設定した以下のような3つのLevel I、II、III及び群落保護種の数をまとめたものである。

Level I：生育地が限定され、株数がほとんどないもの。

Level II：ある程度の株数があるが生育環境の変化により減少しつつあるもの。

Level III：保護手段をとらないと減少する可能性の高いもの。

群落保護種は群生地、群落として保護が必要なものである。

なお、カヤツリグサ科、イネ科、ホシクサ科は調査対象から除外した。

表1 北海道における希少保護種及び群落保護種の数

	環境省	北海道庁	自然保護協会	谷口 Level			群落
				I	II	III	
単子葉	29	45	42	43	61	28	18
双子葉離弁	61	98	90	63	104	40	14
双子葉合弁	48	78	80	51	104	29	18
合計	138	221	212	157	269	97	50

〔1〕植物多様性に関すること

開発行為による種の減少は著しいがこのために下記の施策が必要と考える。

- 1.) 開発に伴う植物移植場所を設置しフィールドワークの場所とする。
- 2.) 表土を戻すだけでなく、法面などにも播種により、自生種を戻す。
- 3.) 町や村の花の保全植物設定と自然保護条令。
- 4.) 食用とする野草の採取サイクルの導入。
- 5.) 市・町・村所有地内の土地に移植、播種などを行いフィールドワークの場所とする。
- 6.) 地域住民、老人、主婦等による保護活動グループ育成と活動。
(移植、種子による幼苗育成と法面、街路、小公園への移植と管理)
- 7.) 国有林の管理と利用。(国有林内の植生を維持する)

〔2〕環境教育、生涯学習、ボランティア活動

- 自然体験学習、遠足、社会見学
- 学校教育では学力向上のため総合学習時間不足と関心の低さから、植物多様性について環境教育ではほとんど取り上げられない。
- 生涯学習での感性認識に対する関心は高い。
- ボランティア活動に移行させる。
- 保全意識の向上、遺伝子資源、多様性に関する理念。

〔3〕自然環境予算措置と法律等の問題。

- 環境教育の実践、保全活動、市町村の保全地確保。
- 重要種の販売規制(市町村条令)。
- 監視システムと警察、森林事務署。(盗掘取締りの現場主義を排除)
- 開発に伴う植物保全の施策。

〔4〕具体例について

- レブンアツモリソウ
- アツモリソウ、カラフトアツモリソウ
- シュンラン、カキラン、テガタチドリ、キンセイラン。
- 生息域内保全
- 十五島自然観察園
- 道内の事例
- 保全活動グループの組織作り

まとめ

植物の多様性保全のための施策としては、
市町村による保全地の設置とフィールドワーク場の提供。
市町村自然保護条令の施策。
関連する保護グループ・市町村の管理運営に関する予算措置。
環境教育実践のための補助などの措置が必要と考える。

植物多様性を守るための方向

- ① 植物資源の必要性理念。
(学校・生涯教育・行政・工事関係者) (関心のある人々のグループ作り) (教科書内容・フィールドワーク経費の補助)
- ② 開発に伴う保護地及びフィールドワークの場としての利用。
(地域の植物を観察する)
- ③ 市町村単位で市町村の花(野生種)を設定し保護条令を作る。
- ④ 保護地・公有地の設置と管理に関する補助制度を作る。
(自治体の所有地を保護地に指定する)
- ⑤ 管理運営に関しては老人など関心のある人々のボランティアとするとともに関係者保護意識を強く持ったものを採用する。
(播種・株分けによる苗作り)
- ⑥ 盗掘防止のためのシステムを設置する。
(3Kmの範囲はビデオシステムを設置する)
(盗掘、販売、鑑賞栽培) (関係機関の連携)
- ⑦ ②③④は同時進行させる。
- ⑧ 多様性保全のための施策の検討。
(希少種に指定すると盗掘を助長するという風潮が公務員にある)

資料

環境の基本構造としての生態系、さらにその重要な構成要素である植物の保全についての関心は決して高いとはいえない。希少保護種の保全には地域住民、行政、工事関係者が一体となって施策を練り、積極的な行動に移さなければならない。かれらの植物保護についての問題意識を高め、有効な対策が実施されるためには、何らかの政策的配慮だけでなく、自然観察や地域の植物などについての学習など環境教育の機会をつくることも重要である。環境教育の内容としては以下のようなことが考えられる。

- 1) 生態系の基本としての食物連鎖の中で植物の果たす役割
- 2) 遺伝子資源としての植物の必要性
- 3) 地域の植物の種類と分布
- 4) 環境指標としての植生変化と指標植物
- 5) 植物保護活動の事例や生息域内保全

等であるが、この環境教育の対象者は地域住民、行政、工事関係者である。

行政関係の施策として必要な事項は下記の内容である。何よりも重要な保護意識の向上を図ってこれを施策に反映させる事である。このためには前記1)～参加する必要がある。これを踏まえて、

- 1) フィールドワーク実施のための準備や活動、指導者、ボランティアの養成に関するリーダーシップ。
 - 2) 工事に伴う植物保護手法と移植場所の設定。
 - 3) 地域の植物保護のための条令作成。
 - 4) 生息域内保全の実例と施策。
 - 5) 盗掘防止のためのシステム作成。
 - 6) 住民による保護と播種による苗の移植。
- 等の施策を実行するような体制を持つべきである。

以上

第3次環境基本計画（案）に対する地方ブロック別ヒアリングレジュメ

NPO法人ねおす 専務理事 宮本英樹

* 221E8 自然とのふれあいの推進について

自然環境や地域の文化を理解し、環境と大切にしようと思う心を育てるにとどまらず、必要に応じ、「行動」につながるように態度や技術も学習できるようなふれあい活動が今後重要ではないだろうか。

* 221F2、221C0 野生生物の保護管理、ビジターセンターのあり方について

地域自然を適切に保全していくためには、地域住民やその地域を利用する利用者の主体的な環境保全の取り組みを醸成していくことが大切です。そのことが地域住民や利用者による環境ガバナンスにつながると考えます。そのためには、環境学習の拠点となるビジターセンターや遊歩道の管理運営自体も主体は地域住民や利用者に移していくことも考えるべきです。自然公園のビジターセンターなどの施設運営も積極的に地域住民やNPOに任せていく中で利用者に環境保全に対する主体性を育成していくことが重要だと思います。

* 221F3 221F4 エコツーリズムに関して

エコツーリズムを推進・定着していくためには 受けての地域の整備も重要であるが、送り手の都市部にもその拠点をもうけ、情報発信やエコツーリスト教育を行い促進していくことが重要ではないか。

* 22280 学校における環境教育の推進について

学校教育における環境教育・環境学習においては学校内にとどまることなく、地域と連携を重要視していくべきである。そのためには地域の人材を先生が簡単に利用できるように窓口の整備や人材育成や人材バンク機能など支援をしていくべき。

重点分野政策プログラム

第 4 節 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組（P 60～）

健全な水循環は、住民の生活、産業、文化の礎である。本県では、「人と水との豊かなかわりの回復・創造」を目標に、「流れの視点」による取組を内容とした「あいち水循環再生基本構想」を 3 月中にとりまとめる。

今後は、この構想に基づき、県民・事業者・民間団体・行政が協働して、様々な取組を展開していく。

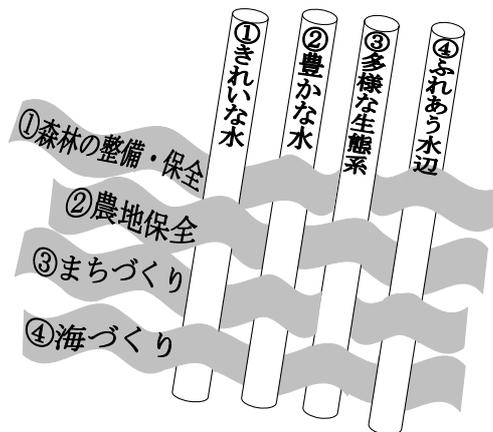
基本構想では、水質の浄化など水循環の 4 つの機能で連携した取組を縦系、特定のテーマごとに関連する様々な対策を横系として、織物を織り上げるように、限られた点（場）での取組を、線・面での取組（＝「流れの視点」による取組）に広げ、効果的・効率的で持続性のある取組とする。

水循環の機能で連携した 4 つの取組

- 「きれいな水」のための取組
- 「豊かな水」のための取組
- 「多様な生態系」のための取組
- 「ふれあう水辺」のための取組

テーマで連携した 4 つの取組

- 森林の整備・保全の取組
- 農地保全の取組
- まちづくりの取組
- 海づくりの取組



「流れの視点」での取組

平成 18 年度に、様々な主体の参加のもと、県内の地域ごとに協議会を設置し、行動計画を策定する。また、木曾三川や矢作川、天竜・豊川水系といった県域を越えた広域的な連携も図っていきたいと考えている。

この 2 月には、国の関係機関と東海三県・名古屋市による「伊勢湾再生推進会議」が発足し、伊勢湾・三河湾に流れ込む流域が一体となって、海の浄化だけでなく、森林整備や農地の保全などの取組が進められる。

国においても、森林や農地、都市、海での事業が「健全な水循環」の再生につながるように、省庁間の連携を期待したい。

重点分野政策プログラム

第6節 生物多様性の保全のための取組（P79～）

- 本県は、本州中部の太平洋岸に位置し、伊勢湾・三河湾という水深の浅い内湾を擁している。その伊勢湾・三河湾の各所にラムサール条約湿地の藤前干潟を始めとした国内屈指の干潟が存在しており、その干潟は、シギ・チドリ類の渡りの中継地となっている。

また、県内の丘陵地帯の主として低湿地・湿原には「東海丘陵要素」と言われるシデコブシやミカワバイケイソウなど東海地方特有の希少な植物群落が存在しているなど大都市を抱える県としては特色ある自然豊かな状況となっている。

- こうした干潟や湿地に生息・生育する県レッドデータブックに掲載された絶滅のおそれのある野生動植物など多様な生物を保全していくために、「里山」、「沿岸域」、「湿地・湿原」といった生態系を単位として保全策を講じていく必要があるとして、生態系保全の指針の作成を進めている。

〔 里山生態系保全の考え方（H13～H14） 沿岸域生態系保全の考え方（H15～H16）
湿地・湿原生態系保全の考え方（H17～H18） 〕

- 里山や沿岸域などの生物多様性の保全を図り、広域的な生態系ネットワークを形成するには、基礎的な知見が十分でないことから、科学的かつ客観的な自然環境データを飛躍的に充実させる必要がある。

国においては、「広域的な観点での自然環境データ」の整備に十分な対応をお願いしたい。



藤前干潟（ラムサール登録湿地）
面積：323ha
干潟のタイプ：河口干潟



東海丘陵要素湿地（海上の森）

重点分野政策プログラム

第8節 環境保全の人づくり・地域づくり（P99～）

昨年開催された愛知万博は、それ自体が大きな「環境学習」の場となった。2つの会場はその理念と成果を継承し、それぞれ環境学習の場として整備・活用される。

瀬戸の海上の森は森林環境学習の場として活用され、愛知県パビリオンの一部は、その活動拠点として秋にオープンする。

長久手会場は「愛・地球博記念公園」として整備され、万博で実施していた「自然体感プログラム」のほか、先進的な環境技術を学ぶツアーを企画する。環境省の展示「エコ・リンク」があったフィールドセンターは、引き続き楽しみながら環境について学ぶことのできる拠点施設として活用していく。



自然体感プログラム「里の自然学校」



フィールドセンター

また、愛知県では、地球温暖化対策や循環型社会の実現に向け、愛知万博において実施されたE X P Oエコマネー事業を継承し、全国のモデルとなるエコマネー事業の構築を目指している。国による支援・協力をお願いしたい。

このほかにも、愛知万博は「環境の世紀」を拓くにふさわしい取組が展開されたので、この環境基本計画でも、その継承・発展を位置づけてほしい。

県政モニターアンケート（平成17年11月実施、482人が回答）

問7 愛知万博に関連して行われた事業・取組の中で、これからの地域づくりに継承・発展させたいものはどれですか。（複数回答、上位のみ記載）

新エネルギーの利用（太陽光発電など）	61.8%
3R（リデュース・リユース・リサイクル）	57.9%
環境学習	49.6%
木材利用（間伐材の利用など）	49.4%
ボランティアの活躍	47.7%
生分解性プラスチックの導入（食器など）	46.9%
エコマネー	40.9%
一市町村一国フレンドシップ事業	30.7%

昨年からは、我が国が提唱した「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」も始まっていることから、国でも国際的にアピールできる先駆的な取組を実施してもらいたい。

2 「環境教育・環境学習」について

(1) 教える側の“環境倫理”

- 小中学生に、環境をよくすることが重要であるとの認識あり

↓
各発達段階に即応した学校教育の充実化(特に、小・中学校)と教員、親を含めた環境教育の実践が必要

環境問題	対応策
気候変動	気候変動に関する教育、省エネ教育
資源循環	資源循環に関する教育、リサイクル教育
自然環境	自然環境に関する教育、自然体験教育
公害・汚染	公害・汚染に関する教育、環境監視教育
環境政策	環境政策に関する教育、環境意識教育

出典: 環境省ホームページ

- 「環境教育・環境学習」は、“子どもたちの人格形成や将来の進路に影響を与えること”

↓
教える側に、“個別の知識をどのようにわかりやすく解説するか”ではなく、“教育・学習を通じて次世代を担う子どもたちにとってどのようなメッセージを伝えるのか、どのような大人になってほしいか”等の基点・視点・ポリシーが重要

2 「環境教育・環境学習」について

(2) 連携

「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」
目的: “持続可能な社会の構築に向けて、各主体が自発的な行動を起こすようにすること”

↓
そのためには、

- 環境、経済、人権、福祉等様々な分野の教育
- 各府省間、各部局間にまたがる分野の教育
- 施策対象が学校、家庭、地域等と分散
- 学校、住民、事業者、地方自治体等が地域のテーマとして取り組める仕組みづくり

等が必要

↓
各府省間、各部局間、国と地方自治体の一層の連携が必要

2 「環境教育・環境学習」について

(3) 人材活用

- 環境教育・環境学習の実施
- “協働”における各主体間の連携
- 地域におけるコーディネート能力やプロデュース能力の発揮

↓
国レベル、地方公共団体レベル、企業レベル等における「環境カウンセラー」の積極的な活用

3 「環境経営」について

(1) 3要素の一体化

ア 非製造業や中小企業を含めた幅広い事業者による取り組みの進展

- 取り組みの実態

「環境問題は総論賛成、各論になると採算が…」

⇓[ステップⅠ]

省エネルギーへの取り組み等、現状分析・把握
作業改善、従業員の環境意識向上、設備投資

⇓[ステップⅡ]

環境配慮のための具体的な手法(“体制整備”、“把握・評価”及び“公表”の3要素の一体化)によるPDCAサイクルの機能

3 「環境経営」について

(1) 3要素の一体化

ア 非製造業や中小企業を含めた幅広い事業者による取り組みの進展

- エコアクション21(EA21)
 - ・ “体制整備”、“把握・評価”及び“公表”の3要素が一体化した環境経営システム
 - ・ EA21の普及、定着、促進及び拡大が必要
 - ・ EA21と地方公共団体等における地域独自の制度との相互認証の推進が必要

イ 3要素の一体化に対する外部評価の促進

- 入札参加資格、グリーン購入基準等における環境認証取得企業優先の拡大(国、地方公共団体)
- 環境に優しい企業格付けによる貸出金利優遇の融資制度の拡大(日本政策投資銀行、市中銀行等)
- 環境経営度、環境ブランド力等評価(新聞社等)

3 「環境経営」について

(2) 環境経営の方向性と“環”の拡大

ア 環境経営の方向性

- ① 環境法規制遵守の仕組み、マネジメントシステムとしての環境への取り組み
- ② 企業体力の向上
- ③ 従業員1人ひとりの環境マインド醸成
- ④ 環境への取り組み状況の把握・評価と積極的な情報公開
- ⑤ 企業評価向上による企業の成長力向上

3 「環境経営」について

(2) 環境経営の方向性と“環”の拡大

イ 環境経営の“環”の拡大

- ① 環境は企業の将来価値向上に直結との発想
- ② 消費者の理解と支援をベースに、環境配慮型企业への需要増加
- ③ 環境配慮を怠る企業の排除
- ④ 社会的責任を持続可能性等地球社会の直結する課題へ拡大

3 「環境経営」について

(3) アジアへの発信

○ COP11・COP/MOP1

「長期的協力のための行動の対話」
(将来の課題につき、アメリカや主要途上国を含む全ての条約締結国の参加による対話プロセスについて合意)

↓

中国：“共通だが、差異ある責任”

○ 主要途上国等における省エネルギー等の段階的仕組みとその実践が環境管理の改善に効果的

○ 東アジア地域を含めたアジア・太平洋地域へのEA21適用による環境管理の推進が重要

第一部 環境の現状と環境政策の展開の方向

序章 目指すべき持続可能な社会の姿

10017 にもありますが、第二次環境基本計画のテーマである「あらゆる場面への環境配慮の織り込み」を、第三次環境基本計画にも引き続き反映させていただきたいと思います。本計画で目指す“持続可能な社会”の構築には、この考え方が継続されるべきと考えます。

今後の環境政策の展開の方向として示されている 6 項目（ 10014 ）の中に含まれているとは思いますが、人づくりに関する項目についても重視していただきたいと思います。

第 1 章 第三次環境基本計画策定に向けての現状、課題

我が国の現状で「大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造が定着している」等と分析されているように、持続可能な社会への転換が図れていません。本計画の重要性を示すこと、また、理念から実効への展開が望まれると思います。

国土における良好な自然環境や景観、伝統文化といった「正の資産」について（ 11112～4 ）、より認識を高める必要があるのではないのでしょうか。日本人はこれまで豊かな環境に恵まれていたこともあり、それが失われてから価値に気づくことが多いと思われます。確かに機運は高まりつつあるかもしれませんが、保全、継承といった観点からも、より認識を高めることが必要と考えます。それが、第 2 章の第 2 節にある環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成（ 12201 ）にもつながるほか、さらには「地球環境の変化を早い段階で検出するモニタリング」（ 21126 ）のためにも重要と思われます。

経済活動面（ 11211 ）に関連して、エコ商品の販売・購入が消費者の個別の商品選択に結びついていない現状から、将来は商品選択に結びつくことが望まれますが、更に将来的には、エコ商品しかない、すなわち、無意識のうちに環境に配慮した商品を選択している（環境負荷の大きな商品はおかれていない）という社会を目指したいと考えます。

環境教育・環境学習面（ 11212 ）の「持続可能な社会づくりに参画する人づくりを進める必要」については、大いに賛成します。関心は高くても行動に結びつかないという現状を打破するためにも、これまでの普及啓発の次の段階を目指す人材育成は重要であると考えます。

地域づくりの面（ 11213 ）の「パートナーシップづくり」について。“パートナーシップ”の定義が明確になっておらず、わかりづらいと思われます（ 22273 の環境パートナーシップの推進にも共通）。

第2章 今後の環境政策の展開の方向

50年といった長期的なビジョンを示す(12602)こと、また、バックキャストの手法を用いることは非常に重要であると考え支持します。是非、国民や民間の各種組織の参加(12403の考え方)により、長期的なビジョンを作っていただきたいと思います。

第二部 今四半世紀における環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

重点分野政策プログラムの第一節(21101)「地球温暖化対策」について、「気候変動対策」としてはいかがでしょうか。既に、国内では「地球温暖化問題」として認知されていますが、現在、私たちが豊かな恩恵を受けている環境を創出する気候が変動するという、より深刻な問題として認識してもらうためにも、このような表現に切り替える時期ではないでしょうか？

30～50年を射程とする中長期的目標(21108)について、できる限り早く策定し、周知していただきたいと思います。「早急に」「早期に」等を加え、少なくとも、京都議定書の第一約束期間前には策定するよう示していただきたいと思います。

また、我が国の排出量の9割をエネルギー起源二酸化炭素が占めていることから、エネルギー政策の中長期的なビジョンも盛り込んでいただきたいと思います。

すべての主体の参加・連携の促進と各主体に期待される役割(21114～9)として、各主体に対する役割分担を明確にしていることについては非常にわかりやすいと思います。しかし、これらのメッセージは実際に各主体に伝わるのでしょうか？(他の分野についても同様)伝える手段をどのようにお考えでしょうか？

21116の地方公共団体について、地球温暖化対策推進法によって定められている都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会については記述がありますが、地球温暖化防止活動推進員については記載がありません。現在、推進員は全国で約3500名委嘱されており、活動が期待されます。

21118の国民について、温暖化対策活動への積極的な参加のみならず、国や地域における脱温暖化社会の仕組づくりへの積極的な参加が望まれます。

21121の評価・見直しプロセス(PDCA)の重視は賛成です。京都議定書の第一約束期間が迫る現段階では、PDCAによる進行管理が非常に重要です。しかし、日本の温室効果ガス排出量が算定されるまでには1～2年かかるため、対策の評価をし、迅速にその対応を取ることが難しいと思われます。個々の対策に応じた明確な数値目標(評価をするためのデータがすぐに得られるもの)を別に考える必要があるのではないのでしょうか。(21137～8)

吸収源対策・施策(21132)について、早期に具体的な対策を実施することを望みます。(21137)

横断的施策(21134)に環境税についての記述がありますが、京都議定書目標達成計画でも「真摯に総合的な検討を進めていく」とあります。先送りするのではなく、国民的な議論をおこしていく段階にあるのではないのでしょうか？ そのための手法を考えること、十分な情報提供が必要と考えます。

第3節 都市における良好な大気環境の確保に関する取組(21301)について、第二次計画では11の戦略的プログラムの1つに「環境への負荷の少ない交通に向けた対策」がありましたが、第三次環境基本計画では第3節に都市環境の問題と交通、大気環境の問題がまとめて記されています。都市や交通の問題は地域差があるとは思いますが、脱温暖化社会の基盤を作る上でも、中長期的なビジョンを作ることが必要ではないのでしょうか？

第8節 環境保全の人づくり・地域づくり(21801)の推進において、環境に関する理論や理念を理解し、経験も有している環境カウンセラーの積極登用を検討いただきたいと思います。

情報提供について

ホームページによる情報提供や公開は良いのですが、関心のある人がたどり着くことのできる構造になっている点が課題と思います。あらゆる人に情報がいきわたる仕組みを考えていただきたいと思います。

大学の役割について

新たな知の源泉のみならず、情報の発信や地域に開かれた場の提供も期待したいと思います。

具体的な指標について

できる限り具体的な指標を示してあることは良いと思いますが、数値が入っている項目と入っていない項目があること、また、現状値や目標値などがないとわかりにくい部分もありました。数値が表示できるものは表示していただければと思います。

ユニー(株)の環境保全活動

会社概要

1950年に設立し、本社は愛知県稲沢市にあります。
現在1都17件に145店舗で総合小売業を展開し、2004年度売上は7138億円でした。
従業員数は26544名で、パートタイマーの割合は約8割です。
グループにサークルKサンクス、ユーストアなどがあります。

環境保全活動

ユニー(株)は環境理念、環境方針に基づき、「未来の子供達に美しい自然を残したい」と、**環境にやさしい生活をお客様と一緒に進めています。**

1. 環境マネジメントシステム

2001年に環境理念・方針を掲げ、環境部を設立しました。
さらに、環境会議を設置し、2003年からはISO14001に取り組んでいます。
2004年に本社事務所、2005年に各地区本部事務所で認証取得し、現在は店舗への展開を準備しています。

2. 容器包装の削減(容器包装リサイクルへの取り組み)

- ・容器包装資材の使用削減への取り組み
- ・「リサイクルボックス」の運用によるリサイクルの仕組み作り

3. 食品リサイクルへの取り組み

- ・食品残渣を廃棄物にしないために
- ・リサイクルの環作りへの取り組み

4. 環境教育の推進

- ・従業員及び関連する人(取引先、店舗作業員など)
- ・お客様と一緒に
- ・未来を創る子供たちへ

これからの目的目標について

第三次環境基本計画（案）についての意見

及川稜乙（中部ブロック・名古屋会場）

絵に描いた餅という言葉が期せずして複数の知人の口から出た。このたびの第三次基本計画（案）について、私の周囲の日頃環境問題に関心を寄せている人たちが発した第一声である。

「あんなの絵に描いた餅よ」

「どうせ絵に描いた餅だから」

じつは私自身も長い間かれらとまったく同じ言葉、つまり絵に描いた餅という言葉をつぶやき続けてきた。そして、だからこそ今回はそこをなんとかしたいという思い

で公開ヒアリングの場で意見を述べたいと応募したのだった。環境基本法や環境基本計画、また環境影響評価に関する法律や条例その他のきまりを、絵に描いた餅に終わらせてはならない、実効性のある成果品として利用されレベルアップしたものへと改良されなくてはならない。

環境基本法にもとづく環境基本計画の重要性について一般国民の認識がはなはだ乏しいのはマスメディアの責任が大きいと感じているのだが、今回はヒアリングが開催されることすら報道されなかった。日頃環境問題に取り組んでいる市民ですらほとんど知らなかった。環境美化運動のような、いわゆる絵になるボランティア活動が新聞やテレビでとりあげられることが多いのに比べて、行政批判をとまなう文書のやりとりなどは、生産的でないからと無視されることがほとんどである。行政が決めたことに協力し、本来行政のなすべき事柄についての補完的行為（奉仕活動）が称賛される一方で、行政の効率性の追求は素人（市民）の出る幕ではないと言っているかのようである。

市民が提供する巨額の公金（税金）を有効に使う工夫をすることこそ、環境問題に関しても最も重要であるはずなのに、たとえば職員数50人、60億円もの予算を持つ県の環境関連の部署のやっている仕事といえば、「県の名木百選」的なパンフレットづくりにお金と時間を注ぐ割には、必要な問題個所の調査はおざなりで済ましている。

私はある環境教育をテーマにした集会で主催者から「なんでも批判ばかりする胡散臭い人」と言われたことがある。しかし私に言わせれば、行政がかかわる問題にこそ優先的にとりくむべきなのに、そこはいつも避けて通る態度こそ胡散臭い。私が指摘する行政の行為がささいなことであるかどうか、以下に例示する件について考えてもらいたい。いずれも記者会見をして発表したことであるが、世間へ伝えられなかった事例である。行政だけでなく事前の市民の指摘を黙殺したマスメディアの責任についても考えてもらいたい。

1995年2月16日付 阪神・淡路復興委員会あて提言書

関西大震災の被災者支援と長野県内の開発見直しを考える会・準備会
（世話人 及川稜乙）

5 現在、被災地およびその周辺ではガレキのあとかたづけを急ぐあまり、分別されない野積み、野焼きにより、ダイオキシン、塩化水素、フロン、アスベスト等が環境中に放出されている。ここに数十万乳幼児・学童が無防備のままさらされているのは、今後数十年先の影響をみるという危険な人体実験をやっているに等しいことなのである。学校教育関係者も父母も、カリキュラムを消化する（勉強の遅れを心配することより先にまず子どもたちの健康被害を最小限に食い止めることの心を配るべきである。

6 野積み、野焼きを乱暴にすすめると、大気や地下水の汚染など、長期にわたっての二次災害を生むことになる。このことについては、状況の処理に追われて余裕のない被災自治体より、むしろ外部が受けもって対策をたてる方がよいとも考えられる。長期的視野をもったシステムをつくりあげることが肝要である。

江沢正雄著「オリンピックは金まみれ 長野五輪の裏側」P.109～111

八方尾根一帯は、県の自然保護条例で大規模開発が制限されている、非常に脆い蛇紋岩地帯である。しかし同委員会の資料として出された地質図では、ジャンプ台の建設地は蛇紋岩地帯に色分けされていなかった

たが、タワーの建設をするために大規模な掘削工事がなされ、そのために蛇紋岩が露出してしまった。蛇紋岩の問題は自然保護専門委員会でも論議されたが、脆い地盤による工事上の問題が指摘されただけで終わっていた。

私たちは九〇年九月に長野県・招致委員会に「白馬村八方尾根一帯の発ガン物質アスベストの飛散・流出に関する公開質問状」を提出した。(略)とりわけ、タワーの掘削現場などで工事に従事した労働者の労働環境は労働衛生規則に違反する可能性が高いのに、健康調査などをしなかった責任は大きい。

このような現実にはおかむりしたままで、国民を啓蒙しようといくら言葉を並べたところで、ほんとうに国民の心へ届かせることは難しいであろう。現在国民的関心が高まっている耐震強度不足問題においても、すでに建築基準法の改正時に問題点が指摘されていたのであり、それがまっとうに議論され検証されていたならば今日の大混乱は防げたと思われる。公表された第三次環境基本計画(案)のなかに、上に述べたような現実を踏まえた行政みずからの認識と反省の言葉がみられないことが残念である。今回の地方ブロック別ヒアリングの開催についても、年度内の閣議決定を予定したスケジュールという制限のなかでは、理念的具体的内容を検討する余地ははじめからないであろう。

このことについては、私はかつて環境影響評価法制定時の事前のヒアリングがまったくの形式に終わったとの苦い感想をもっている。

日本の屋根とも呼ばれる高地の信州長野県はまた、信濃川、天竜川、木曾川、富士川などの日本を代表する河川の源流域でもある。信州の自然に惹かれ住むようになって40年になる私は、美しい風景を楽しむ一方で破壊される里山や、モータリゼーションの進行とともにゴミが増え続ける現実悲しい思いを抱き続けてきた。

とりわけ高原の清澄な水と大気を資源とみなして流入するハイテク・バイオ工場が地下水を汚染するのではないかと危惧を抱いてきた。有害化学物質を監視する動きは法的対応がなされているかのようではあるが、実効性には疑問な点もある。地元の工場を訪問したときの例を含めて感想を述べてみたい。

「国際的なルールづくりへの積極的な参加」を議論する前提として、1992年の環境サミットの約束を無視している日本の役所の姿勢を改めなければならない。安曇野でゴルフ場建設同様の大規模開発をすすめている国営アルプスあづみの公園の計画の問題点を指摘し、国土交通省がいう「市民参画」の現実を批判したい。

11115 これまでに不法投棄された廃棄物や、アスベスト、P C B等難分解性の有害化学物質等の処理の問題もあります。

21935 地域に根ざしたきめ細やかな情報提供をさらに推進する必要があります。

行政にとって「耳の痛い」批判的意見をも包み隠さずに公表します、との決意表明(約束)を示してほしい。

22271 環境マネジメントシステム I S O 14001 の認証取得推進

地元の大町市内で工場を訪問した例を紹介したい。

A工場の受付でI S O認証取得状況を知りたいとの来訪の趣旨を告げたところ、担当者が不在なので対応できないと断られた。

B工場の玄関ロビーに置いてあった会社の紹介パンフレットの表紙の裏には、美しいデザインでI S O 1 4 0 0 1 認証取得が謳ってあったが、担当者に詳しい説明を求めたところ、取得したあとはお金がかかるので更新していないとのこと。詐欺みたいなハナシだとあきれてしまった。

信州には化学物質を扱う全国有数の企業が県内各地に生産活動を展開しており、その環境に配慮した姿勢・実績は高く評価されている。しかし、大企業自体はハイレベルの対策をとっているとしても、はたして扱う化学物質のすべてが自前で調達されているのだろうかとの懸念がある。もしも下請け零細企業の生産品を利用する仕組みがあるとすれば、問題の一部はそこに潜む可能性もある。企業が作成する報告書にはさらに踏み込んだ記述を求めたい。

21964 環境影響評価の一層の充実を図ることが重要です。

環境影響評価法の存在価値を著しく貶めている事例として、国営アルプスあづみの公園の問題点を指摘したい。当公園建設計画において環境影響評価が実施されないことはすこぶる重大である。1990年の都市計画決定以来14年経過した2004年7月、計画面積353haのうちの十分の一に満たない30haが開園の運びとなったが、今後の予定ははなはだ不透明である。とくに開園の予定さえ明らかにできない大町市と北安曇郡松川村にまたがる地区においては、地元民が暴れ川とよぶ乳川(ちがわ)の扇状地扇頭部に立地し、計画地内を大きく縦断する川のまわりを溪流レクリエーションゾーンにすると説明しておきながら、河川の防災に関する調査も検討もせず、長野県の作成になる乳川流域砂防計画も入手せず、河川管理者である長野県大町建設事務所への河川占有許可申請に関する相談もいまだにない。

計画地の里山はオオタカをはじめとする猛禽類やツキノワグマの生活圏であり、ニホンザルも多数出没する場所である。このような自然公園とは目的の異なる都市公園は、巨額の経費を建造物や道路建設に費やし、荒れた里山の自然回復をすることなく、周囲の農村地帯から完全に分離孤立させるものとなる。

また、計画当初から、市民の参画を拒み、一部の政治家や学者、官僚の意図に沿って立案され、動植物等の環境専門委員会は地域住民の傍聴どころか新聞記者の入室さえ拒否しつづけてきた。リオ宣言第10原則を関係者に示してその対応の非を指摘したことも再三であるが、環境問題の専門家とか有識者とか呼ばれる人たちでさえ、国際的な約束を遵守しないことの重大性を認識できていない。

(日本人は国内法を怠慢により整備せず、実施を義務付けていないことを理由に国際社会の約束を平気で破る人たちとみなされている。)

一昨年松本市内で開催された環境影響評価をテーマにした市民主催の学習会に講師として招かれた環境省の担当課長は、大規模都市公園計画においてなぜアセスメントが実施されないのか、との参加者の質問に対して、公園は良い環境を創出するものだから必要ない、というような答えを示したそうである。また同学習会2人目の講師をつとめたアセス学会の会長も、国営公園が問題であるとの認識はまったく持っていないようであった。このことは、先に述べたように、環境影響評価法制定時のヒアリングで私が指摘し、ちゃんと記録に記載されていることである。それを責任ある立場の専門家たちは目も通していないらしい。とくに担当課長は形式的な返事で済ませるのでなく、問題点を指摘された場所を視察して、法律が必要ないとしている通りに本当に必要ないケースかどうか考えるべきであろう。

環境影響評価の一層の充実を図ることが重要です、と言うには行政がみずから実践実行してこそである。

12503 国際的なルールづくりへの積極的な参画

リオ宣言第10原則を実効あらしめることについて、政府は「先ず隗より始めよ」

22197 化学物質に関するリスクコミュニケーション
情報の共有及び相互理解の促進のための場の提供を行います。

具体的に「都道府県ごとに定期的常設の意見交換会・説明会を設けます。」と明記してほしい。

環境基本計画への意見の要旨

平成 18 年 2 月 17 日
特定非営利活動法人
環境パートナーシップいわて

1. NPOや国民の役割分担について

- ・ 国民や環境保全活動を担う団体についての表現が統一されていないので、統一するべきではないか。また、表現を使い分ける場合は、誰が対象となるかが明らかにできるように定義を示すなどの配慮がなされるべきではないか。

(具体的な意見)

72,73 ページ

「国民」ではなく「消費者」を一つの主体として取り上げているが、非意図的生成物は化学物質を用いた製品を消費するしないにかかわらず曝露する可能性があることから、当該箇所については、「消費者」ではなく、「国民」と修正すべきではないか。

74 ページ

事業者の役割として「地域住民」との対話とあり、「国民」とはしていないが、化学物質を用いた製品は全国各地で使用される上、非意図的生成物は製品が使用される場所であれば工場のある地域だけでなく全国で発生する可能性があることから、当該箇所については、「地域住民」ではなく、「国民」と修正すべきではないか。

全般

環境保全を担う団体としての表現についてばらばら((例)「民間の各種組織」,「民間の各種団体」,「NGO/NPO」,「民間団体(NGO)」,「NGO/NPO等の民間団体」,「NPO」)なので統一するべきではないか。また、表現を使い分ける場合はその用語の定義をはっきりとさせるべきではないか。

- ・ NPOや国民がこれまで以上に行政とコミュニケーションを取っていくことの重要性が指摘されていること(27 ページ)については評価するが、国民には、入手可能な情報を的確に理解すると役割分担に明記(74 ページ)しているにもかかわらず、行政や事業者が「秘密情報の保護に留意しつつ」と情報開示を制限することを認めるのは自分の都合の悪い情報を「秘密情報」として流さないことを容認することにつながるので問題ではないか。

(具体的な意見)

72,73,75 ページ

「秘密情報の保護に留意しつつ」を削除するべきではないか。削除できないのであれば、秘密情報とはどのようなものがあるのかについて現時点で想定されるものを明示して限定的にするべきではないか。

2. 地域での環境保全に係る取組みについて

- ・ 本団体はこれまで、地域の素材を活用しながら、身近な環境問題だけでなく地球環境問題について少しでも貢献していきたいという想いのもとに、地域で環境保全にかかる活動に取り組むとともに、県内の活動の中間支援的役割を担うべく活動を行ってきた。

環境基本計画策定に当っては、本団体のこれまでの現場での活動経験から感じたことについてもできるだけ反映させて欲しい。

(具体的な意見)

17,108 ページ

「行動に結びつくような質の高い環境教育」について具体的な内容にまで言及すべきではないか。これまで様々な啓蒙活動を行ってきた中で、参加者の環境保全への意識が高まっていることについては実感があるが、現実にはCO₂排出量やゴミ排出量は増えるなどの客観的な指標からは具体的に行動に結びついていないようにも見受けられる。このため、「行動に結びつくような質の高い環境教育」とはどのようなものなのか、もしくはそれを進めていくためにはどのようなことに留意すればいいのかについて、成功事例を例示するなど具体的な内容を記載すべきではないか。

22,104 ページ

新しい価値観の例として「もったいない」や「LOHAS」が挙げられているが、具体的な例示をするのであれば、これまで岩手県が取り組んできた「がんばらない宣言」についても考え方の一つとして取り上げてもいいのではないか。

がんばらない宣言

岩手県では、「時間・やすらぎ・自然」など、これまでは評価しきれなかったものをまず大事にすることから始めることとしたい。これまでの価値観で見れば無用なものでも、ものの見方、モノサシを変えれば、岩手に限らず日本中の各地に大いなる資産は残っており。そのモノサシでみたとき、とかく「遅れている」と言われてきた東北、あるいは岩手は、「限りなき可能性を秘めた大地」に変わる。このような、ものの見方や価値観の転換こそが、岩手が考える「がんばらない」の意味である。

35 ページ

地球温暖化対策についての施策の方向のなかに「環境意識の向上」とあるが、17ページの現状分析の中に「国民一人ひとりの環境保全への意識は高まってきたものの、具体的な行動に結びついていない場合が見受けられます」とされているように、国民は環境意識は高いものの行動にまでは至っていないのが現状なのではないか。そのため、「環境意識の向上」を「環境にやさしい行動の実践」などと修正し、施策の方向について現状を踏まえてさらに一步踏み込んだ記述にすべきではないか。

39 ページ

具体的な対策として、東北地方のような寒冷地における温暖化対策としては「住宅、オフィスの高断熱化」が非常に効果的であると考えますが、この基本計画の中で例示された4つの項目からは読めないのでは追加すべきではないか。

40 ページ

「国民運動の展開」とあるが、具体的にはどのような運動なのかははっきりしないため、例えば、「家庭における地球温暖化対策への行動を促進するための国民運動」などと具体的な対象と内容がわかるように例示すべきではないか。

88 ページ

「ISO14001 やエコアクション 21 といった環境マネジメントシステム」とあるが、本県を含め、現在、全国の8つの地域では、ローカルスタンダードとしての環境マネジメントシステムが地方独自の取組みとして進んでいるところもあるので、各地でそのような取組みが進んでいることを踏まえた内容にすべきではないか。原案ではエコアクション 21 だけが具体的に例示されており、ローカルスタンダードとしての環境マネジメントシステムについての各地の取組みが読み取れないので、地方の取組みを例示するなどして紹介すべきではないか。また、エコアクション 21 はこのような全国各地のローカル環境マネジメントシステムとの相互認証をはかるべきで、そのような内容を盛り込むべきではないか。

133 ページ

「我が国の ISO14001 における審査登録件数」について、環境マネジメントシステムは ISO14001 だけでなく、エコアクション 21 やローカル環境マネジメントシステムも存在することから、ISO だけを指標にするのは適切ではないのではないか。

なお、本県では、ローカル環境マネジメントシステムとして K E S 環境マネジメントシステムスタンダードと相互認証を行っている I E S (いわて環境マネジメントシステム) の取組みが県内の事業者、行政機関において行われているところである。

I E S (いわて環境マネジメントシステム)

ISO14001 と要求事項は等しく、ISO14001 に比べて費用が少なく、規格も簡便にした岩手県版の環境マネジメントシステムスタンダードのこと。岩手県における環境研究専門機関である岩手県環境保健研究センターにより、実効性は ISO14001 と同等、費用は 1 / 1 0 という外部評価を得ている。

また、KES 環境マネジメントシステムスタンダードと相互認証しており、全国の協働認証登録機関合わせて 9 6 7 件の認証を行っている。

3. 国のリーダーシップの発揮について

- ・ 本団体は、これまで環境問題の解決へむけて地域で様々な活動を行ってきており、本基本計画においてもそれらの取組みを十分反映した形になるべきであると考えているが、一方で国として取り組むべき事項については、しっかりとリーダーシップを発揮できるような内容にしておくべきではないか。

(具体的な意見)

6 ページ

国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画と協働の推進とあるが、これまでどのような役割分担がなされてきたか現状、課題において言及すべきではないか。その上でなにが「新たな」のかについて、整理した上で示すべきではないか。原案ではそのような記述がなされておらず、例えばこれまで行政が役割として担ってきたものを、安易に国民に押し付けることにつながるおそれがあるのではないか。

24 ページ

「今後、それらの機能が十分に発揮されるよう、国はそれらの機能を評価した上で支える仕組みを・・・」について、「国はそれらの機能を評価した上でそれらの機能が最適化されるように支える仕組みを・・・」と加筆すべきではないか。「農林水産業の活動及び森林」の中には、例えば諫早湾の干拓などのように必ずしも環境保全につながるわけではない事業も存在する。そのため、環境基本計画においては、環境保全機能を最適化するための事業のみ支援すると限定的に書くべきではないか。

25 ページ

「予防的な取組方法の考え方に基づく対策を必要に応じて講じます。」について予防的な取組み方法の考え方は常に念頭におくべき考え方であると考えているため、「必要に応じて」を削除すべきではないか。また、仮に残すとすれば、「予防的な方策が必要ない場合」がどのような場合なのか明示すべきではないか。かつての水俣病をはじめとする公害問題が「予防的な方策」について適切に講じられなかったため、被害が拡大していった経験からすれば、原案の記述はこれまでの反省を踏まえておらず不適切ではないか。

4. 施策の基本的方向

本団体は、環境問題の解決へ向けた取組としての環境コミュニケーションを重視しており、手法についての講習やファシリテータの育成を行ってきており、本基本計画においても環境コミュニケーションを明確に位置づけた形になるべきであると考えている。

「3 施策の基本的方向」「第7節市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」「環境コミュニケーション」「双方向でのコミュニケーション」「ステークホルダーによる双方向

のコミュニケーション」という表現を「環境コミュニケーション」という用語で統一して推進する取組を明確にすべきではないか。

第三次環境基本計画(案)に対する地方ブロック別ヒヤリング 意見発表内容

平成 18 年 3 月 6 日

福島環境カウンセラー協会 事務局長 大内 勲

1. 意見の趣旨

第三次環境基本計画(案)を読んで、内容が膨大になるのは、環境にかかわる問題が多岐にわたるため計画(案)として理解できる。ただし187ページの計画書は大学でいうと博士課程の論文量に匹敵し、普通に読んでよく理解するというのには無理がある。せめて別資料で、計画書の要約版として図解を入れるなどして体系化することが必要と考える。ここでは意見というより提案として述べてみたい。

2. 意見の絞り込み

この意見は計画(案)の中の地球温暖化分野を含む課題に絞って述べることとする。理由はここ2年程度「家庭でできる地球温暖化対策【省エネ】」について自宅を実験場として取り組んだ結果、年間約800kg程度の炭酸ガス削減になることがわかり、その結果を福島県内の都市で環境教育セミナーを開催し、広めてきている。

なぜ家庭を選択したかという、家庭は国を構成している1単位であり、家族の構成数・世代にバラツキはあっても、次世代のメンバーに環境問題を理解してもらうのに妥当と考えた。また家庭はエネルギー、水、その他の資源を直接消費する位置づけにあり、それらを追求することにより、その結果を店舗・事務所・企業まで基本的に考えを広めることができる普遍性があると考えたからである。

3. 家庭からみた地球温暖化対策

福島県内の5都市で家庭でできる地球温暖化対策の講演・実演をしたところ、いずれもアンケートの結果、受講者から好評の結果をえている。ただし開催側から判断すると家庭(個人として参加:職業 専業主婦、環境団体員、学校の先生、県とか行政の職員、企業人)から参加している個人にばらつきがありすぎ、人によっては目からうろこがでたという人もおり、この問題の実際的な対策が浸透していないことを示している。

その理由として「何を具体的に実施したらよいか分からない」と考えられる。

4. 具体的意見をまとめた図解

意見というより、具体的提案と考えてもらったほうがよい。上記3.で得た知見を範囲を広げて提案する。その理由は企業でも企画・計画をたててきて、いかに計画通りにいかないかを「いやというほど体験している」からである。計画も重要であるが「実際の行動に結びつかないあるいはつきにくい計画は無駄である」をよく認識しているからである。

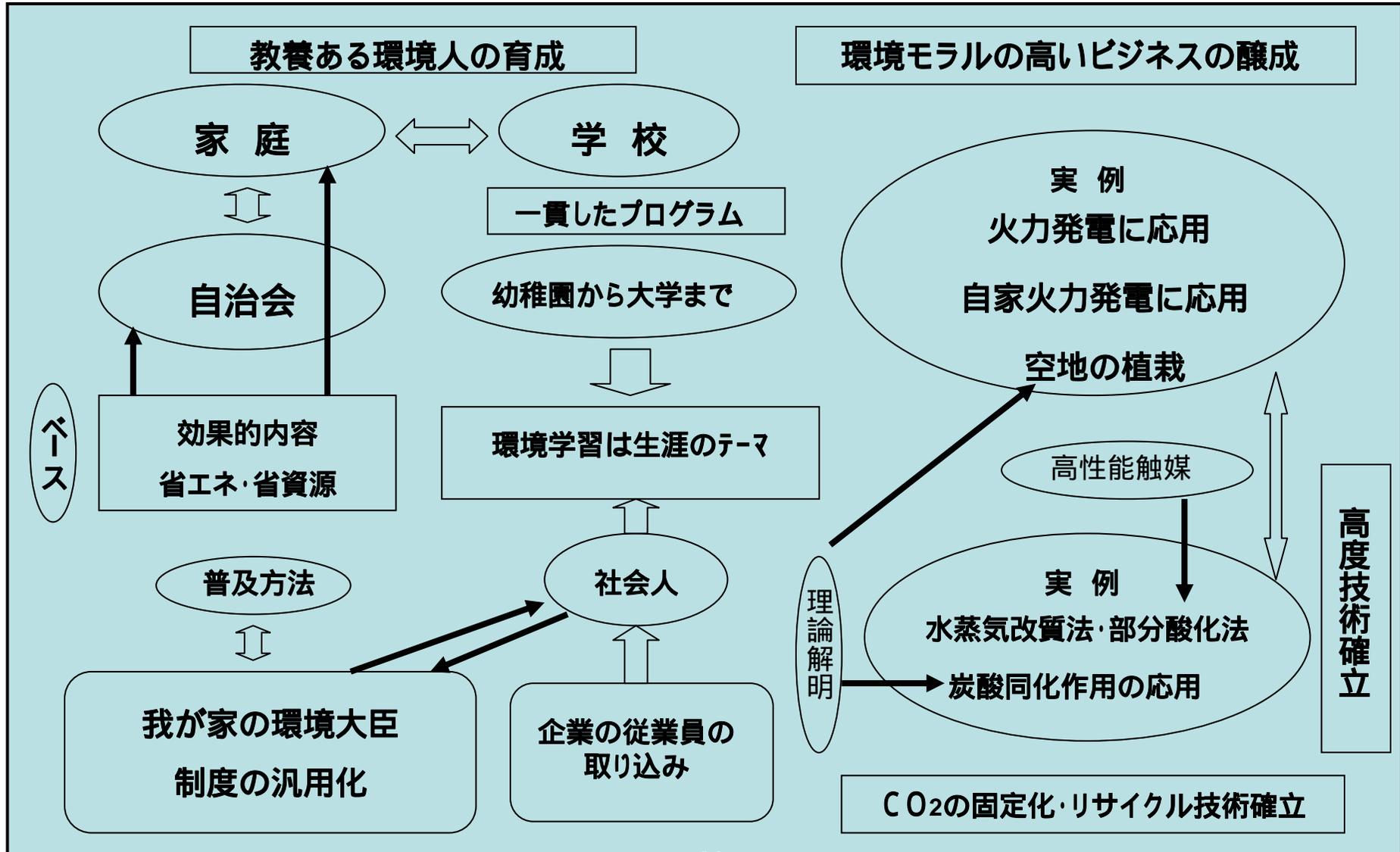
よって、計画は熟考した内容で立案し、その裏づけとして不確定でも実行できることにエネルギーを集中したほうが、よりベターと考えている。

本文 1 葉

地球温暖化対応含む計画・提案例 [真の環境立国を目指して]

体系図 [参考:家庭版Power Point参照]

福島EC 大内 勲



環境基本計画（案）ヒアリング資料

宮城県田尻町長 堀 江 敏 正

- 1, 蕪栗沼とラムサール条約
 - (1) ラムサール条約登録について
 - ・「蕪栗沼・周辺水田」が貴重な湿地として登録
 - (2) 蕪栗沼と周辺水田
 - ・マガンのねぐらを分散
- 2, 「ふゆ・みず・たんぼ」の取り組み
 - (1) 「ふゆ・みず・たんぼ」とは
 - ・地中の微生物の活動と抑草効果
 - ・飛来したマガンと施肥効果
 - (2) 「ふゆ・みず・たんぼ」の効果について
 - ・生物多様性（自然）
- 3, 渡り鳥と水田
 - (1) 昔の水田の役割
 - ・食料供給と生物の楽園
 - (2) 渡り鳥との共生
 - ・渡り鳥と人間の共生
 - ・渡り鳥と米づくりの共生

提言

国土交通省，農林水産省，厚生省，文部科学省などの各省庁の連携を密にしながら，具体性を網羅した計画の策定をすることが住民にも分かりやすい計画となるのではないのでしょうか。

環境保全にはある程度の経済効果を考慮しないと持続しないということもあるので，具体的な実例など明記してはいかがでしょうか。

環境担い手の育成は，次世代を担う子どもたちが実際にたんぼや小川等で生き物観察を体験することで自然に楽しみ，環境への意識が高まり，やがて環境への理解者，保全への実践につながっていくのではないのでしょうか。

地域づくりについては，そこを訪れる方々が地域の施設で地域の人々との交流を深めることでその地域が活性化し，住民主導でその地域が創造されていくのではないのでしょうか。